

月報

いしのまき

平成25年10月号



ハローワーク石巻

(石巻公共職業安定所)

〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18

TEL 0225-95-0158

FAX 0225-22-2442

マンガのまち石巻 協力石/森萬画館

© 石森章太郎プロ/ショウプロジェクト

一般職業紹介状況(25年8月内容)について

○ 有効求人倍率

有効求人倍率は1.56倍となり、前年同月比で0.52ポイント増加し、前月比では0.07ポイントそれぞれ増加した。

○ 求人のおよす

新規求人数は1,831人で、前年同月比で▲4.5%(87人)、前月比で▲11.0%(227人)といずれも減少した。

産業別で見ると、建設業が363人で前年同月比20.1%(53人)、卸売業・小売業は314人で同28.2%(69人)、医療・福祉は308人で同23.7%(59人)とそれぞれ大幅な増加となった。

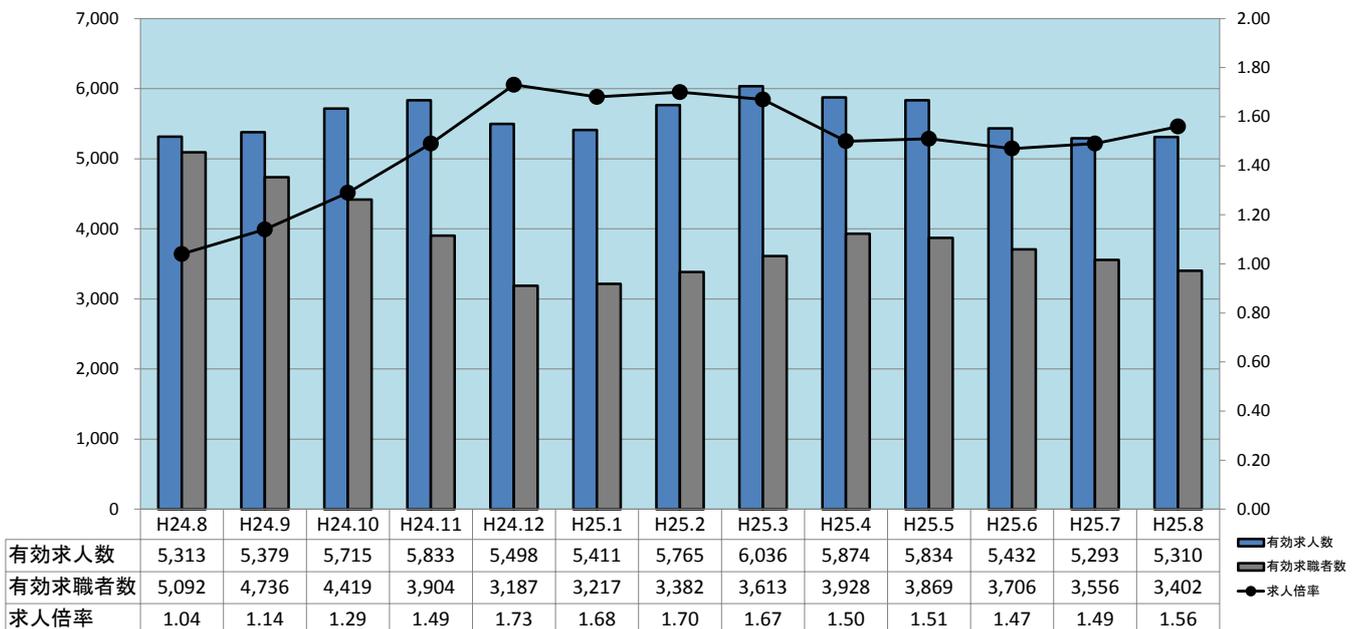
一方、運輸業・郵便業は95人で同▲37.9%(58人)、宿泊業・飲食サービス業は74人で同▲38.3%(46人)、生活関連サービス業・娯楽業は68人で同▲20.0%(17人)、サービス業は180人で同▲25.0%(60人)とそれぞれ大幅に減少した。月間有効求人数は5,310人で、前年同月比で▲0.1%(3人)減少、前月比では0.3%(17人)増加した。

○ 求職のおよす

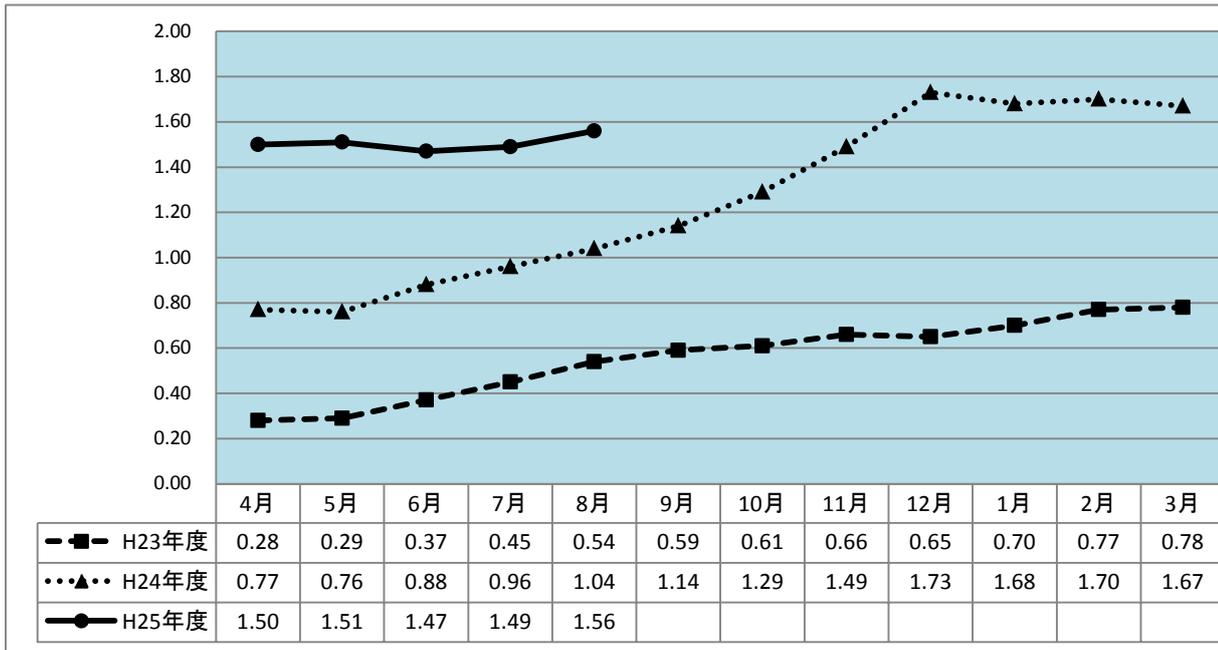
新規求職者数は884人で、前年同月比で▲1.6%(14人)、前月比で▲3.3%(30人)といずれも減少した。

有効求職者数は3,402人で、前年同月比で▲33.2%(1,690人)、前月比で▲4.3%(154人)といずれも減少した。

これを年齢階層別割合で見ると、44歳以下は61.3%、45歳以上54歳は17.1%、55歳以上は21.7%となっている。



有効求人倍率の推移(パート含む)



一般職業紹介状況(パート含む)

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数	1,831	*	*	▲ 11.0	▲ 4.5
月間有効求人数	5,310	*	*	0.3	▲ 0.1
新規求職者数	884	412	467	▲ 3.3	▲ 1.6
うち(保)	178	76	100	▲ 15.6	1.7
月間有効求職者数	3,402	1,596	1,791	▲ 4.3	▲ 33.2
うち(保)	1,199	492	702	▲ 7.1	▲ 54.3
求人倍率					
新規	2.07	*	*	▲ 0.18P	▲ 0.07P
有効	1.56	*	*	0.07P	0.52P
紹介件数	1,278	664	611	▲ 13.2	▲ 20.8
うち(保)	223	93	130	▲ 7.5	▲ 39.1
就職件数	419	237	182	▲ 15.2	▲ 16.9
うち(保)	83	43	40	▲ 17.0	▲ 20.2
新規就職率	47.4	57.5	39.0	▲ 6.6P	▲ 8.7P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	14	6	13	▲ 26.3	▲ 33.3
新規登録者数	6	1	7	▲ 25.0	▲ 53.8
就職件数	8	1	6	14.3	▲ 27.3
月末現在有効求職者数	305	138	167	0.0	21.5

雇用保険取扱状況

※ 金額の単位は千円

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	16	*	*	▲ 38.5	▲ 11.1
	廃止事業所数	6	*	*	▲ 50.0	100.0
	月末現在事業所数	3,875	*	*	0.3	4.9
被保険者関係	資格取得者数	626	372	254	▲ 28.0	▲ 25.9
	資格喪失者数	557	315	242	▲ 24.9	2.4
	離職票交付件数	343	*	*	▲ 19.7	13.6
	月末現在被保険者数	41,950	25,007	16,943	0.1	6.6
給付金関係	受給資格決定数	184	83	101	▲ 20.0	3.4
	一般給付受給者数	691	296	395	▲ 7.6	▲ 18.0
	一般給付金額	76,250	39,623	36,627	▲ 11.8	▲ 29.3
	個別延長給付受給者数	30	14	16	▲ 50.8	▲ 87.6
	個別延長給付金額	2,703	1,320	1,383	▲ 48.6	▲ 87.5
	広域延長給付受給者数	0	0	0	0	▲ 100.0
	広域延長給付金額	0	0	0	0	▲ 100.0

※ 各金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

※ 広域延長給付は23年10月から運用され、平成24年9月30日に終了している。

被災者雇用開発助成金の対象者の要件が変わります

被災者雇用開発助成金とは

東日本大震災による被災離職者または被災地域に居住する求職者（被災地求職者）を、ハローワーク等（※1）の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に支給します。

支給額	大企業	50万円（短時間労働者（※2）として雇い入れた場合は30万円）
	中小企業	90万円（短時間労働者（※2）として雇い入れた場合は60万円）

（※1）ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取り扱いについての同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者もしくは無料船員職業紹介事業者

（※2）一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者のこと

◆ 平成26年4月1日から、助成金の対象となる労働者の要件が、以下のように変わります。

対象労働者	雇入れ日が平成26年3月31日までである場合	雇入れ日が平成26年4月1日以降である場合
被災離職者	次の①～③の全てに該当する方 ①東日本大震災発生時に、被災地（※3）で就業していたこと ②震災により離職を余儀なくされたこと ③②の離職後、安定した職業についたことがないこと（※4）	左記の①～③の要件を満たし、かつ、次の（イ）（ロ）のいずれにも該当する方 （イ）震災発生日から平成26年3月31日までにハローワーク等で求職活動（※5）を行った方 （ロ）平成27年3月31日までに雇い入れられた方 警戒区域等に居住していた方（※6）は、左記①～③の要件を満たしていれば、平成26年3月31日以前と変わらず助成の対象となります。
被災地求職者	次の①②のいずれにも該当する方 ①東日本大震災発生時に被災地域に居住しており、震災後、安定した職業についたことがない方（※4）（震災により被災地域外に住所または居所を変更している方を含む） ②震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等で求職活動（※5）を行った方	助成の対象とはなりません。
警戒区域等に居住していた方（※6）	上記①の要件を満たしていれば、②の要件を満たしていなくても（平成24年9月30日までに求職活動を行っていても）助成の対象になります。	左記の要件を満たしていれば、平成26年3月31日以前と変わらず助成の対象となります。

（※3）震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）

（※4）具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」こと

（※5）窓口で職業相談や職業紹介を受けること

（※6）震災発生日に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域等に居住していた方

・ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。

